

## 岸和田市景観計画改訂支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、「岸和田市景観計画改訂支援業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 岸和田市景観計画改訂支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「岸和田市景観計画改訂支援業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3. 予算額

委託料の上限は5,200,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

### 4. スケジュール

期間及び期限	実施事項
令和7年9月8日（月）	公募開始
令和7年9月12日（金）	質疑書の締切
令和7年9月17日（水）	質疑の回答公開
令和7年9月19日（金）	参加申込書の提出締切
令和7年9月22日（月）（予定）	参加資格審査の結果通知日
令和7年9月29日（月）	企画提案書等の提出締切
令和7年10月2日（木）（予定）	プレゼンテーション・選定委員会
令和7年10月上旬（予定）	選定結果の通知
令和7年10月上旬（予定）	契約予定日

### 5. 参加資格

プロポーザル参加者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行。以下「措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に該当する事実がないこと。
- (8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）において、地方公共団体が発注する「景観計画策定」に関する同種業務（以下「同種業務」という。）の元請実績がある者であること。

## 6. 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
  - 〒596-8510 岸和田市岸城町 7 - 1
  - 岸和田市まちづくり推進部都市計画課（景観担当）
  - 電話 072-423-9538 FAX 072-423-3347
  - メールアドレス [tokei@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:tokei@city.kishiwada.osaka.jp)
- (2) 提出書類
  - プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出すること。提出書類様式は、下記ホームページからダウンロード。
  - 【ホームページ URL】  
<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/keikankeikaku-proposal.html>
  - 【参加申込】
    - ① 参加申込書（様式第 1 号） 1 部
    - ② 会社概要報告書（様式第 2 号） 1 部
    - ③ 業務実績報告書（様式第 3 号） 1 部

- ④ 業務実施体制表（様式第4号） 1部
- ⑤ 配置予定技術者（主任技術者）経歴等（様式第5号） 1部

※岸和田市指名競争入札参加有資格者名簿に登録が無い者が参加申込する場合は、上記に加え、次の書類も提出すること。⑥・⑦・⑧は、発行日より3か月以内のものは写しでも可とする。

- ⑥ 法人の登記事項証明書
- ⑦ 法人税、消費税・地方消費税の納税証明書
- ⑧ 法人市民税の完納証明書（市内に事業所を有する場合）
- ⑨ 誓約書（様式第6号）

#### 【企画提案】

- ① 企画提案書表紙（様式第7号） 1部
- ② 企画提案書（様式任意） 正1部、副6部  
提案書（正本）には提案者名等の提案者が判別できる事項を記載し、提案書（副本）は正本と同一のもので、審査に使用するので提案者が判別できるような記載等は該当箇所を黒く塗りつぶすこと。
- ③ 価格見積書（様式任意） 1部

#### （3）書類提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限：  
【参加申込】令和7年9月19日（金）午後5時まで  
【企画提案】令和7年9月29日（月）午後5時まで  
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- ② 提出場所：（1）に同じ
- ③ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、締切日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

#### （4）参加資格審査結果通知

全ての参加申込者に対し、令和7年9月22日（月）（予定）に参加申込書（様式1）に記載された担当者メールアドレス宛に通知する。

## 7. 質疑・応答

- （1）受付期間：公募開始日から令和7年9月12日（金）午後5時必着
- （2）提出方法：別紙の質問書（様式第8号）により、電子メールにて提出すること。  
必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認すること。  
※電話又は口頭による質問は受け付けない。
- （3）回答日時：令和7年9月17日（水）
- （4）回答方法：質問への回答は案件情報をホームページに掲載し、個別には回答しない。

## 8. 企画提案書作成方法

別紙「岸和田市景観計画改訂支援業務委託公募型プロポーザル企画提案仕様書」のとおり。

## 9. 評価方法等

### (1) 評価基準

別紙「岸和田市景観計画改訂支援業務委託公募型プロポーザル評価基準」のとおり。

### (2) プレゼンテーション等の実施

企画提案書について、プレゼンテーション等を実施する。日時、場所については、別途通知する。

プレゼンテーション等の出席者は3名以下とする。

またプレゼンテーション等は、1事業所あたり30分以内とし、冒頭20分以内で事業所からプレゼンテーション等を実施し、その後10分以内で岸和田市よりヒアリングを実施する。なお、上記の時間は入退室の時間、準備時間は含まない。

プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーンに投影して説明することができることとする。なお、本市が用意するプロジェクターの使用を希望する場合は、各提案者においてHDMI接続可能なパソコンを用意・持参すること。

### (3) 評価方法等

提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、提案の内容、業務の実施能力等を評価基準に基づいて採点し、評価する。なお、当該選定に際し、岸和田市景観審議会委員から企画提案内容等についての意見報告を受け評価するものとする。

### (4) 候補者の選定方法

① 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。

③ ①、②に関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

④ 応募者が1者のみの場合も、選定を実施する。

### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

③ 参考見積書の金額が3.の委託上限額を超える場合

④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 選定委員会及び景観審議会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 10. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を案件情報ホームページにおいて公表するとともに、所管課において閲覧に供するものとする。

### 【公表事項】

- (1) 候補者の名称、法人番号、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点  
※名称は五十音順、総合点は点数順  
ただし、対象者が1者の場合は総合点の公表はしない。
- (3) 選定委員会委員の所属及び役職名

## 11. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と岸和田市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則第123条第1項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。契約保証金免除申請書（様式第9号）か、履行保証保険契約証券（原本）を提出すること。
- (3) 契約代金の支払いについては、完了払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式は任意）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

## 13. 情報公開及び提供

市は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本公募型プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

#### 14. その他

- (1) 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできない。
- (4) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、6.（1）あてに提出すること。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 本件実施後、契約締結前に候補者が措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合、又は指名停止要綱に該当する事実が発覚した場合は契約を締結できない。

#### 附則

この要領は、令和7年9月8日から施行し、当該業務の契約の締結をもってその効力を失う。